

令和2年度新型コロナウイルスの感染拡大を予防する 「ひょうごスタイル」推進事業実施要綱

第1 趣旨

新型コロナウイルスの感染拡大を予防する新たな生活様式「ひょうごスタイル」を推進するため、こころ豊かな美しい兵庫推進会議（以下「推進会議」という。）の構成団体が行う「ひょうごスタイル」の普及啓発や活動スタイルの転換を図るための環境整備を支援する。

第2 事業の内容

推進会議の構成団体が取り組む「ひょうごスタイル」の普及啓発事業及び、活動スタイルの転換を図るための環境整備に係る経費を補助する。

ただし、国や兵庫県、他の地方自治体が実施する同様の補助金を受ける事業は除く。

第3 事業の対象

こころ豊かな美しい兵庫推進会議の構成団体（以下「団体」という。）

ただし、行政機関、兵庫県と密接な関連のある公社等、県に事務局を置き兵庫県知事が代表を務める団体、活動領域が市町域の団体、こころ豊かな美しい地域推進会議は除く。

第4 団体に対する補助

推進会議は、本事業を行う第3で規定した団体に対し補助金を交付する。

第5 募集・申請・採択

推進会議は補助対象団体の募集に際し、申請書類の送付、ホームページへの掲載を行い、別に定める規程に従い、採択団体を決定し、補助金の交付を行う。

第6 補助金額

補助金額は別に定める規程にしたがい、補助対象と認められる経費とする。また、1団体あたりの補助金上限額は別表に記載のとおりとする。

別表（補助金上限額）

区分	区分1	区分2	区分3	区分4
補助額 (※1)	20万円以内	50万円以内	100万円以内	300万円以内
団体の要件 (※2)	下記のいずれかに該当する団体 (1)活動領域が県民局エリア (2)活動領域が全県エリアかつ地域（圏域）組織等を有しない	下記の団体 (3)活動領域が全県エリアかつ地域（圏域）組織等を有する	下記の全てに該当する団体 (3)活動領域が全県エリアかつ地域（圏域）組織等を5カ所相当有する (4)活動の本旨が公益的であり、地域密着型の幅広い活動を展開する住民団体	下記の全てに該当する団体 (3)活動領域が全県エリアかつ地域（圏域）組織等を15カ所相当有する (4)活動の本旨が公益的であり、地域密着型の幅広い活動を展開する住民団体 (5)R2.4.1時点の会員数が1万人超

※1 (1) 全ての区分において、補助対象経費が上限額に達しない場合は、補助対象経費額が上限となる。

(2) 予算の範囲内で、補助額の調整を行う場合がある。

※2 兵庫県漁業協同組合連合会、兵庫県商工会連合会、兵庫県商店連合会について、補助金交付に際し、女性部、青年部等構成する組織を含めて1団体とする。